

■令和8年(2026年)11月27日までに履行することで罰則等が免責される義務の例(条例第3条第1項関係)

No	措置名	根拠規定			お問い合わせ先
		条例等の名称	義務	罰則等	
1	掛金の納付義務	熊本県心身障害者扶養共済制度条例	条例第7条第1項・第2項規則第3条	条例第18条第1項第6号・第7号	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 096-333-2250
2	自動販売機による利用カード販売の変更・廃止の届出義務	熊本県少年保護育成条例	第12条の5第3項	第21条第4項第12号	熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 096-333-2294
3	港湾施設の使用に係る権利義務の承継の届出義務	熊本県港湾管理条例	第9条第2項	第12条第1号	熊本県土木部河川港湾局港湾課 096-333-2515
4	屋外広告業者の登録事項の変更の届出義務	熊本県屋外広告物条例	第21条の5第1項	第31条第4号	熊本県土木部道路都市局都市計画課 096-333-2522
5	浄化槽保守点検業者の変更の届出義務	熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第6条第1項	第12条第1項第3号	熊本県土木部道路都市局下水環境課 096-333-2529
6	浄化槽保守点検業者の必要な措置の履行義務	熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第9条第4項	第17条第1号	熊本県土木部道路都市局下水環境課 096-333-2529
7	制限行為・砂防設備の占用の許可の変更の届出義務	熊本県砂防指定地管理条例	第6条第3項	第11条第1項第1号	熊本県土木部河川港湾局砂防課 096-333-2553
8	制限行為又は砂防設備の占用の終了等の届出・検査義務	熊本県砂防指定地管理条例	第9条第2項	第11条第1項第1号	熊本県土木部河川港湾局砂防課 096-333-2553
9	制限行為・砂防設備の占用の許可に基づく権利及び義務の承継の届出義務	熊本県砂防指定地管理条例	第10条第2項	第11条第1項第1号	熊本県土木部河川港湾局砂防課 096-333-2553
10	風俗案内業の廃止の届出義務及び届出事項の変更の届出義務	熊本県風俗案内業の規制に関する条例	第3条第2項	第21条第3号	熊本県警察本部生活環境課 096-381-0110(代表)